

学校いじめ防止基本方針

松本市立梓川小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める必要があり、とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は日々の実践に求められる。

1 いじめとは

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省平成19年1月)

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の項目は基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側自身にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 体制・組織

いじめ・不登校支援委員会

◎油井、大王（教頭） ○加藤（生徒指導主事）、野村（人権教育・道徳教育推進教員）、原（教務主任）、下里、高木、岡村、守矢、百瀬（学年主任）、竹内（養護教諭）

◇年4回の定期委員会

- ・いじめ防止に関わる全体構想の作成
- ・学期ごとに課題と取り組みの成果の確認。指導改善のための具体的なビジョンと対策の検討
- ・職員対象の研修会の企画・推進

◇いじめ発生時の対応

- ・校長の指示のもとに組織的に対応。現状を正確に把握し、具体的な対応策を検討。
- ・児童・保護者への対応
- ・外部への対応（事故報告・調査報告）

【重大事態緊急対応会議】

◎校長 ○教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学級担任（スクールカウンセラー）
 <対応班> 学級担任 教務主任 生徒指導主事 養護教諭
 <調査班> 学級担任 生徒指導主事 養護教諭

学校だけでは解決
困難な場合の相談

市教育委員会
県教育委員会
教育相談窓口
SSW への相談

警察
スクールサポーター

児童相談所

PTA 学級 P T A

《未然防止・早期発見》

生徒指導

◎生徒指導主事

- ・「いじめアンケート」の実施（児童）年4回実施（6・9・12・3月）アンケートの結果の分析と課題の洗い出し。課題に対する対応の提案。
- ・児童の気になる様子への対応
月1回の児童理解研修を行い、事例検討と情報・課題を共有し、多面的かつ柔軟な対応ができるようにする。

人権教育

◎人権教育係

- ・「ふれあい旬間・月間」の企画・推進（11月）
自尊の感情を高め、自他の命・人権の大切さを深く認識させる教育活動の実践。

心と体の相談窓口

◎教頭・養護教諭

- ・教育相談の実施
個別の懇談を実施し、個々の思いや悩みを把握する。SSW や SC との連携。

道徳

◎道徳教育係

- ・人権尊重に関わる授業の推奨。
ふれあい旬間中の授業の実施。

特別活動

◎特別活動係

- ・好ましい人権感覚を育む特別活動の推奨
- ・人権感覚を高める児童会活動の企画・推進

学校教育全体を通して、好ましい人権感覚を育むための教育活動を推進する。特に以下の教育活動については、本校の特色を活かして重点的に取り組む。

福祉教育

◎福祉教育主任

- ・生活科・総合的学習の時間における各学年の取り組み

性教育・健康教育

◎養護教諭

- ・自他の生命を尊重し、自尊の感情を高める学習活動の企画・推進

地域支援

◎教頭

- ・地域の方々の思いや願いを感受し、豊かな自然と歴史文化に関わる活動。

学年会

◇未然に防ぐための対策

- ・児童の様子の掌握・情報交換
- ・人間関係づくり
- ・分かる授業づくり
- ・道徳、特別活動、行事の細案作成・推進

◇いじめ発生時の学級担任のサポート

職員会議

- ・情報、具体的な対応等の確認
- ・課題に対する対応について協議

Ⅲ いじめ問題を克服するために大切にすること

1 子どもや学級の様子を知る

(1) 教職員の気付きが基本

子どもや学級の様子を知るためには教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、子どもと場をともにすることが必要である。その中で、子どもの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

(2) 実態把握をする

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、子ども及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査を用いることが有効である。また、配慮を要する子どもの進級や進学、転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

子どもは、周りの環境によって大きな影響を受ける。子どもにとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

(1) 子どもの信頼を得る教職員の一挙手一投足や言動

(2) 心の通い合う温かな教職員の協働体制

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「認められた」「役に立てた」という経験が子どもを成長させ、教職員の温かい声かけにより自己肯定感が高まる。

【子どもに自信をもたせる言葉】

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ○ 「それはいいところに気づいたね。」 | ○ 「あなたの気持ち先生も分かるよ。」 |
| ○ 「あのときの態度は立派だったよ。」 | ○ 「私も苦手だったよ。あきらめないで一緒に努力していこうね。」 |
| ○ 「とても勇気のいることだったでしょう。」 | ○ 「そういう考え方もあるね。よく考えたね。」 |
| ○ 「あなたの取り組みの態度は素晴らしいね。」 | |
| ○ 「○○ができたの。すごい。うれしいよ。」 | |

(4) 子どもの主体的な参加による活動

例1 児童会の異年齢交流等（給食、縦割り班での清掃、読み聞かせ、係活動、児童会行事等）

例2 いじめストップ宣言等

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育

(1) 人権教育の充実

子どもが人の心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に人権意識の高揚を図るための、指導資料等を使った特設教育

(2) 道徳教育の充実

未発達な考えや道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して、人間性豊かな心を育てることを大切にする。子どもたちの視線に触れる教材や資料を提示し、自分自身の生活や行動を省みることで、いじめの抑止につなげる。

(3) 体験教育の充実

子どもが自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な係わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気付き体得する機会とする。特に、福祉体験、ボランティア体験、就業体験等を教育活動に計画的に取り入れることが必要である。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、学校生活のあらゆる場面において他者と関わる機会を増やす必要がある。子どもが他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な教育活動を計画することが必要である。

IV いじめ発見から解決まで（いじめ対応マニュアル）

1 いじめの情報（気になる情報のキャッチ）

- ◇ 独断で判断して解決を焦らない。
- ◇ 必ず校長・教頭・生徒指導係へ報告

- ・ 児童・保護者からの訴え
- ・ 日記等などから気になる言葉を発見
- ・ いじめが疑われる現場を目撃
- ・ アンケート等から把握

2 対応チームの編成（いじめ・不登校支援委員会）

事案に応じて柔軟に構成員を決める。

3 対応方針の決定・役割分担（いじめ・不登校支援委員会）

(1) 情報の整理

- ・ いじめの様態、関係者、被害児童、加害児童、周囲の子どもの様子、家庭の様子等

- ◇ 全職員が協力して、多面的に子どもの様子や状況の変化を観察する。（表面的な問題行動だけの把握に終わらない、子どもが出しているサインを見直す等）
- ◇ 情報収集の窓口を一元化し（教頭）、職員全体に周知する。
- ◇ いつもと違う状態や行動の背景、子ども同士の関係など、各方面からの情報を集め整理し、全体像を正しく掴む。
- ◇ いじめられている子どもに関しては、いじめられている事実がわかった時点で保護者に一報を入れる。

(2) 対応方針

- ・ 緊急度の確認 「不登校」「自殺」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきこと、タイムスケジュール等確認

- ◇ 対応策を絞り、優先順位を決める。
- ◇ 対応策について、**誰が、誰に対して、いつからいつまでに**実施するか、役割分担を決める。
- ◇ 必ず次回のいじめ対策委員会の開催日時を決める。

- 様相 1 1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
- 様相 2 数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
- 様相 3 様相2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等精神的苦痛を伴う実害がある
- 様相 4 長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
- 様相 5 万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

(3) 役割分担

- ・被害児童からの事情聴取と支援担当 ・加害児童からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童への指導担当 ・保護者への対応担当

4 事実の究明と指導

- ◇ いじめ・不登校支援委員会において、いじめの構図やその様相を分析し、問題点を洗い出し、具体的な対応の見通しを立てる。
- ◇ いじめている子どもや周りの子どもの心理を把握して、慎重な対応と指導を行う。
- ◇ 周りの子どもからの情報提供でいじめがわかった場合、事実を通報した児童が被害にあわないように配慮するとともに、傍観者への働きかけを行う。

(1) 事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・被害児童は否定する場合がある。安心して話せる状況をつくる。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- 話しやすい職員が聞き取りにあたる。
- 詰問調（取調べ）にならない。（決めつけや思い込み、善悪や大人の価値観で指導しない）
- 行為の事実だけでなく、そのときの心理状態等子どもの内面を聞き出す。
- 話しやすい場所、時間帯を確保する。
- 個別に行う。できるだけ複数の教員で確認しながら聴取する。
- 記録に残す。
- 情報提供児童については、報復が起こらぬよう、細心の注意を払う。

5 被害児童、加害児童、周囲の児童への指導

(1) いじめられた児童への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の想いに寄り添う。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校、全ての先生はいじめを絶対に許さないということや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- 学校は安易に解決したと判断せず見守るということを伝え、いつでも相談に応じることを伝える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消を図る。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、特別活動、行事等での活躍の場をつくり、人間関係づくりを支援する。

(2) いじめた児童への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- 自分が行った行為をふり返らせ、いじめの問題点を理解させる。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場をふり返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

【経過観察】

- 様々な場面を通し、教師との結び付けを深め、成長を確認する。
- 授業、特別活動、行事などを通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 保護者への対応

◇いじめの全体像が掴めた時点で、保護者に事実を説明する。

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行う等、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校ではいじめは許さないとの強い認識を伝える。
- 安易に保護者同士で連絡をとりあうことがないよう依頼する。

6 人間関係の修復

◇いじめられた子どもの心の回復状態やいじめていた子どもの反省状況、いじめにかかわった子どもの保護者の理解の様子を総合的に判断して、いじめられていた子ども、いじめにかかわった子ども双方が顔を合わせて話をする場を設ける。

- (1) 関係者が一堂に会する謝罪の場を設け、被害児童・保護者の気持ちを加害児童・保護者に伝える。
- 加害児童・保護者には事態の深刻さを理解してもらう。
 - 今後の指導の方向を伝え、理解を得る。
 - 誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

◇いじめにかかわった子どもに対しては、一定の解消が見られた後も接する時間を増やし、声かけ等続ける。

◇いじめられていた子どもに対しては、友達の前での声かけに十分配慮する。

◇いじめが更に陰湿化、潜在化する可能性があるため、その予兆を見逃さないようこころがける。

- (2) いじめ事案について全職員で共有するとともに、今後の課題となったことや全校で同一に対応する必要のあることを確認し、全職員で連携して指導にあたる。

V 年間を通したいじめ指導計画

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|---|-----------|---|--------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|----------|
| 職員会議等 | 緊急発生時・緊急対応会議の開催 | | | | | | | | | | | |
| | いじめ不登校支援委員会【指導方針・指導計画】 授業参観・希望保護者懇談会 児童理解研修 | 児童理解研修 | 授業参観 PTAによる保護者向け啓発 児童理解研修（スクリーニング会議） | 児童理解研修（簡易アセスメント会議） | 教職員人権教育指導研修会 児童理解研修 | いじめ不登校支援委員会【二・三学期の計画】 | 保護者懇談会（全家庭） 児童理解研修 | 児童理解研修 | 授業参観 児童理解研修 | 希望保護者懇談会 児童理解研修 | いじめ不登校支援委員会【三学期の計画】 | 児童理解研修 |
| いじめ防止に向けた取組 | 校長講話 一年生を迎える会 | 生徒指導通信の発行 | 高学年メディアアリテラシー講座 | 校長講話 | | 校長講話 性の多様性講座 | 性教育旬間 | 校長講話 ふれあい旬間【人権教育】 | 校長講話 児童会行事（異学年交流） | 校長講話 | | 六年生を送る会 |
| | 道徳・特別活動による指導 | | | | | | 人間関係づくり（学級・学年づくり） | | | | | |
| 早期発見に向けた取組 | | | いじめアンケート | | | いじめアンケート | | | | いじめアンケート | | いじめアンケート |
| | 教育相談（学級担任・学年主任・養護教諭・教頭） | | | | | | | | | | | |
| | 松本市教育委員会・SSW・警察・児童相談所・スクールカウンセラー等 外部機関との連携 | | | | | | | | | | | |